

第7号議案

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月10日

教育長 前川 明範

提出の理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正及び京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）の改正（予定）により、聴聞の通知に係る公示送達手続がデジタル化されることに伴い、京都府教育委員会聴聞規則（平成6年京都府教育委員会規則第3号）について所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案要綱

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）により行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）が改正され、法で定める聴聞の通知に係る公示送達について、デジタル技術を活用して行うことが可能となったところである。また、令和8年2月府議会定例会に京都府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正する条例案（以下「改正条例案」という。）が提案されており、京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号。以下「条例」という。）についても法と同様の改定が予定されているところである。

今回の法及び条例の改正（予定）を受け、聴聞の手続に関し必要な事項を定めている京都府教育委員会聴聞規則（平成6年京都府教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うものである。

※聴聞：行政庁が不利益処分を行う際に行う口頭による意見陳述の機会

※公示送達：行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合に、一定期間、掲示（公示）する制度。掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされる。

2 公示送達のデジタル化

現行	改正後
①公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示 ※公示事項：名宛人、聴聞の期日等	①に加え、②のいずれかの措置をとることによる ①インターネットによる公表（新規） ②公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示（現行） 又は 公示事項を事務所に設置したパソコンの画面での表示（新規）

3 改正概要

(1) 改正の理由

公示送達手続がデジタル化されたことに伴う規定整備を行うため所要の改正を行うものである。

(2) 改正概要 (第2条第1項関係)

現行	改正案
<p>○行政庁が聴聞の通知をした場合に、公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示することによって行った場合を含むこととする。</p>	<p>○行政庁が聴聞の通知を行った場合には、公示の方法によって行った場合を含むこととする。</p> <p>(公示の方法)</p> <p>①に加え、②のいずれかの措置をとることによる</p> <p>①公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く</p> <p>②公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示</p> <p>又は</p> <p>公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く</p>
<p>○条文中の引用条項</p> <p>法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段</p>	<p>○条文中の引用条項 (項ずれ)</p> <p>法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段</p>

(3) 施行期日

令和8年5月21日 (改正法の施行日及び改正条例案の施行予定日)

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会聴聞規則（平成6年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当該行政庁の掲示場に掲示すること」を「当該通知を公示の方法」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

京都府教育委員会聴聞規則（平成6年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正（案） 新旧対照表

行政手続法 （平成5年法律第88号）		京都府行政手続条例 （平成7年京都府条例第2号）		京都府教育委員会聴聞規則		備考
改正前	改正後	京都府府税条例及び 京都府行政手続条例 の一部を改正する条 例（令和8年京都府条 例第●号）第2条の規 定による改正前	京都府府税条例及び 京都府行政手続条例 の一部を改正する条 例（令和8年京都府条 例第●号）第2条の規 定による改正後（案）	現行	改正（案）	
<p>（聴聞の通知の方式） 第十五条 行政庁は、 聴聞を行うに当た るべき期日までに相 当な期間において、 不利益処分の名宛 人となるべき者に 対し、次に掲げる事 項を書面により通 知しなければならない。 一 予定される不 利益処分の内容及 び根拠となる法 令の条項 二 不利益処分の 原因となる事実 三 聴聞の期日及 び場所 四 聴聞に関する 事務を所掌する 組織の名称及び</p>	<p>（聴聞の通知の方式） 第十五条 行政庁は、 聴聞を行うに当た るべき期日までに相 当な期間において、 不利益処分の名宛 人となるべき者に 対し、次に掲げる事 項を書面により通 知しなければならない。 一 予定される不 利益処分の内容及 び根拠となる法 令の条項 二 不利益処分の 原因となる事実 三 聴聞の期日及 び場所 四 聴聞に関する 事務を所掌する 組織の名称及び</p>	<p>（聴聞の通知の方式） 第十五条 行政庁は、 聴聞を行うに当た るべき期日までに相 当な期間において、 不利益処分の名宛 人となるべき者に 対し、次に掲げる事 項を書面により通 知しなければならない。 （一） 予定される 不利益処分の内 容及び根拠とな る条項等の条項 （二） 不利益処分 の原因となる事 実 （三） 聴聞の期日 及び場所 （四） 聴聞に関す る事務を所掌す</p>	<p>（聴聞の通知の方式） 第十五条 行政庁は、 聴聞を行うに当た るべき期日までに相 当な期間において、 不利益処分の名宛 人となるべき者に 対し、次に掲げる事 項を書面により通 知しなければならない。 （一） 予定される 不利益処分の内 容及び根拠とな る条項等の条項 （二） 不利益処分 の原因となる事 実 （三） 聴聞の期日 及び場所 （四） 聴聞に関す る事務を所掌す</p>	<p>（聴聞の期日の変更） 第二条 行政庁（知 事、その処分権限を 委任された者等を いう。以下同じ。）が 法第十五条第一項又 は条例第十五条第一 項の通知をした場 合（法第十五条第三 項又は条例第十五 条第三項の規定に よって行つた場 場に掲示すること を合む。）におい て、やむを得ない理 由があるときは、当 事者（法第十五条 第一項又は条例第 一五項の通知を受 けた者（法第十五 条第三項後段又は 条例第十五条後段 の</p>	<p>（聴聞の期日の変更） 第二条 行政庁（知 事、その処分権限を 委任された者等を いう。以下同じ。）が 法第十五条第一項又 は条例第十五条第一 項の通知をした場 合（法第十五条第三 項又は条例第十五 条第三項の規定に よって行つた場 場に掲示すること を合む。）におい て、やむを得ない理 由があるときは、当 事者（法第十五条 第一項又は条例第 一五項の通知を受 けた者（法第十五 条第三項後段又は 条例第十五条後段 の</p>	<p>送 示 手 続 が デ ジ タ ル 化 さ れ た こ と に 伴 う 規 定 の 整 備 項 目 が 不 足 す</p>

<p>所在地</p> <p>2 前項の書面において、次に掲げる事項を教示しなければならぬ。</p> <p>一 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出すること。</p> <p>二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人と異なるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、</p>	<p>所在地</p> <p>2 前項の書面において、次に掲げる事項を教示しなければならぬ。</p> <p>一 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出すること。</p> <p>二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人と異なるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、</p>	<p>組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面において、次に掲げる事項を教示しなければならぬ。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出すること。</p> <p>(2) 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人と異なるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、</p>	<p>組織の名称及び所在地</p> <p>2 前項の書面において、次に掲げる事項を教示しなければならぬ。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出すること。</p> <p>(2) 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人と異なるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、</p>	<p>規定により当該通知が到達したものとみなされる(含む。)をいう。以下同じ。)は、当該行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により当該聴聞に参加する者をいう。以下同じ。)であつて当該変更の時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けているもの</p>	<p>規定により当該通知が到達したものとみなされる(含む。)をいう。以下同じ。)は、当該行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により当該聴聞に参加する者をいう。以下同じ。)であつて当該変更の時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けているもの</p>	<p>規定により当該通知が到達したものとみなされる(含む。)をいう。以下同じ。)は、当該行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により当該聴聞に参加する者をいう。以下同じ。)であつて当該変更の時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けているもの</p>	<p>規定により当該通知が到達したものとみなされる(含む。)をいう。以下同じ。)は、当該行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により当該聴聞に参加する者をいう。以下同じ。)であつて当該変更の時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けているもの</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>
<p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により</p>	<p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により</p>	<p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により</p>
<p>に通知しななければならない。</p>	<p>に通知しななければならない。</p>	<p>に通知しななければならない。</p>

	<p>より不特定多数の者が閲覧することができることも、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>		<p>不特定多数の者が閲覧することができることも、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>			
--	---	--	---	--	--	--

◎附則対照表

<p>行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令</p>	<p>京都府税条例及び京都府行政手続条例の一部を改正する条例(抄)(案)</p>	<p>京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則(案)</p>
<p>附 則</p> <p>この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条及び附則第3項の規定 令和8年5月21日</p> <p>2 (略)</p> <p>(京都府行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正後の京都府行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示の方法による通知について適用し、同日前にした公示の方法による通知については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和8年5月21日から施行する。</p>

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和7年政令第419号)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月三十一日とする。

